

小型二輪自動車の車検期間の延長について

平成19年1月

二輪の小型自動車に係る自動車検査証の有効期間の延長について

1 改正の経緯及び内容

自動車検査証の有効期間は、自動車の保安基準への適合性を担保するため、自動車の種類ごとに、想定される摩耗・劣化の進行具合等にかんがみ、1年又は2年の期間が定められており、現在、二輪の小型自動車の自動車検査証の有効期間については、初回も含めて、2年とされている。

今般、自動車検査証の有効期間について、延長の要望を踏まえて見直しを行ったところ、二輪の小型自動車の自動車検査証については、初回の有効期間を3年に延長しても、不具合率の増分は少ない等の結論が得られ、規制改革・民間開放推進3か年計画（改定）（平成17年3月25日閣議決定）において「検査・点検整備制度のあり方について検査対象車種全般に亘り総合的に検討を行った結果、小型二輪車の自動車検査証の有効期間については、初回2年を3年に延長が可能」とされたところである。

これに伴い、平成18年通常国会において成立した改正道路運送車両法により、二輪の小型自動車について、初回に限り自動車検査証の有効期間が3年に延長された。

2 今後のスケジュール

施行 平成19年4月1日

【二輪の小型自動車の車検の有効期間の延長】

改正内容

規制改革推進三カ年計画(平成17年3月25日閣議決定)に従い、二輪の小型自動車について、初回の自動車検査証の有効期間を2年から3年に延長。

二輪の小型自動車(総排気量250cc超)



総排気量 400ccクラス



総排気量 750ccクラス

◇保有台数

約140万台(平成17年3月31日現在)

◇新規登録台数

年間7~8万台

車検の有効期間(平成19年4月1日より)

車種	車検の有効期間
①自家用乗用車	3年-2年-2年-
②事業用乗用車	1年-1年-1年-
③レンタカー(乗用)	2年-1年-1年-
④乗合車	1年-1年-1年-
⑤大型貨物車(車両総重量8トン以上)	1年-1年-1年-
⑥中・小型貨物車(車両総重量8トン未満)	2年-1年-1年-
⑦軽貨物車	2年-2年-2年-
⑧二輪の小型自動車(総排気量250cc超)	3年-2年-2年-